令和８年度

社会福祉法人　加賀市社会福祉協議会

事業計画

基 本 方 針

加賀市社会福祉協議会では、「地域福祉を推進する団体として誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すこと」を使命として、地域の方々の協力のもと様々な活動を展開しています。

昨年度、加賀市では地域福祉計画が策定され、加賀市社会福祉協議会においても整合性を図りながら地域の方々、地域で福祉活動を行っている方、また福祉サービスを経営する方などが相互協力し、地域福祉の推進を目的とする民間の活動計画である「地域福祉活動計画」を策定しました。

今、「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画して、世代・分野を超えてつながることで住民一人ひとりの「暮らし」と「生きがい」「地域」をともに創っていく「地域共生社会」を目指しており、平常時から災害時までの見守り活動、子どもの居場所づくり、生活困窮者の自立支援、障がいのある方や認知症高齢者などの判断が難しくなった方の権利擁護支援など、多岐に渡る取り組みが必要となっています。

これらの取り組みを進めていくためには、行政をはじめ、各機関が連携して取り組んでいくことはもちろんですが、地域の理解と協力が不可欠であり、協働していくことが最も重要となります。

地域福祉活動計画の『やさしさが広がる加賀市を目指して　～つながり・支えあい・安心の輪を広げて～　』をスローガンに地域福祉活動を進めていきます。

使命・経営理念

加賀市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すことを使命とし、次の経営理念に基づき活動します。

1．私たちの使命は地域福祉の推進、それは“誰もがみんな、生涯にわたり、自分の家や地域で、安心して自立した生活が送れるようにする”　こと

1．私たちの信条、それは　“汗と涙の数だけ、福祉の花が咲く”　を体現すること

1．私たち職員、それは　“ハートフルなプロ”　であること

重 点 目 標

＊下線部分は新規事業

1.　会務

（１）会議

① 理事会（６月、９月、１２月、３月）

② 評議員会（６月、９月、１２月、３月）

③ 正副会長会議（随時）

④ 評議員選任・解任委員会（随時）

⑤ 監事会（５月）

⑥ 地域福祉部会（５月、９月、１２月、３月）

（２）自主財源の安定確保

① 寄附金、会員の募集

・ ささえあい寄付金

・ 一般会費　１世帯　１５０円

・ 賛助会費　１口１，０００円

② 財政基盤の整備

・ 共同募金委員会との連携

・ 民間福祉財団等の助成金活用

2.　自主事業の実施

（１）地区社会福祉協議会への活動支援

① 地区社会福祉協議会活動助成

② 福祉協力員の設置並びに活動助成

③ 地区社協活動の紹介

④ 地域見守り支えあいネットワークの実施

・地区ききとり訪問

⑤ いきいきサロン支援（保険加入）

（２）第４次加賀市社会福祉協議会地域福祉活動計画の推進

①つながり・ささえあいへの取り組み

・“集いの場”参加促進と情報整理

・障がい者交流

（３）広報活動

① 普及啓発事業「あいあい」の発行（年間４回発行）

② ホームページ・ブログによる情報発信（随時）

（４）車イス利用者移動支援事業「おでかけ号」の運行

① 福祉有償運送事業認可取得での事業展開（運転手付き）

・ おでかけ８号（アトレー・２４時間テレビ寄贈）

・ おでかけ７号（ハイエースワゴン・中外製薬寄贈）

② 車両貸出事業展開（家族運転）

・ おでかけ５号（ライフ・石川県信用金庫協会寄贈）

・ おでかけ６号（タント）

（５）住民参加型在宅福祉サービス「いきいきサービス事業」の実施

① 互助的要素を持った家事援助等の有償サービス

② 利用会員、協力会員の募集

（６）児童支援事業

① 自然と遊ぼう

② 移動児童センター

③ 児童センターフェスティバル

（７）寄付物品活用(食品等活用：フードドライブ)

（８）企業等の社会貢献活動の促進

3.　障がい者地域活動支援センターやまなか運営事業

障がいのある方の自立と社会参加を促進することを目的に、いろいろな活動を通して楽しく過ごせる機会を提供します。

（１）重点目標

① 利用者の増加

② 活動メニューの検討

（２）提供するサービス

① 各種教室（健康、手芸、創作など）

② 地域との交流

③ 相談

（３）利用対象者　　身体・知的・精神の各障がいのある方、難病患者

（事前に加賀市介護福祉課へ利用申請が必要となります）

4.　山中総合福祉センター（山中老人福祉センター）の管理運営

（１）地域拠点として魅力ある施設となるような創意工夫

①１階ロビー、ゆざや、ミーティングルームの活用

ｲ. 喫茶スペース活用(高齢者サロン)

ﾛ. ヘルストロン、マッサージチェアの利用

ﾊ. 福祉ＳＨＯＰ（わんこ）の営業

ﾆ. まちかどピアノ（ゆざやのピアノ）の設置

ﾎ. みんなの作品展(仮)

（２）老人福祉センター利用勧奨

① １階　ゆざや

・介護予防おたっしゃサークル

・サークル活動利用(将棋サークル、麻雀サークル)

・こども食堂活用

１階　ミーティングルーム

・地域ケア会議等利用

② ３階　ホール

・カラオケ、ラジオ体操サークル利用

（３）山中児童センター（仮移転）

（４）改修工事（防水）

5. かが成年後見センター「ほっこり」の運営（市委託事業含む）

認知症高齢者並びに知的障がい者、精神障がい者の中で、判断能力が不十分で日常生活に支障をきたしている人たちを、地域として護り支えていくことを理念に掲げ、相談・支援を総合的に取組みます。※一部中核機関含む

（１）相談及び利用支援

（２）広報・啓発

（３）人材の育成・活用

① 成年後見制度等の研修会の開催

② 生活支援員の登録・活動

（４）関係機関等との連携

（５）会議の開催

① 運営委員会（年２回程度）

② 受任委員会（随時）

③ 個別支援会議（月１回）

④ ケース検討会(随時)

（６）法人による後見人等の受任

6. ボランティアセンターの運営（市委託事業含む）

（１）ボランティア保険の加入促進

① ボランティア活動保険

② ボランティア行事用保険

（２）みんなでやさしいまちづくり教室の実施

（３）ボランティア情報の発信

① ぼらんてぃあだよりの発行

② ホームページでの情報発信

（４）ボランティア協力校育成事業

（５）ボランティアグループ活動支援

（６）ジュニアボランティア体験事業

（７）ボランティア紹介

・ボランティア活動希望者やボランティアの支援希望者からの相談援助並びに調整紹介

（８）ボランティア講座開催

（９）災害ボランティアへの取り組み

・災害ボランティア研修会の開催(災害ボランティアコーディネーター連絡会との協働開催)

・加賀青年会議所との連携

7. 受託事業の実施

（１）高齢者生活支援事業

① 地域おたっしゃサークル（介護予防型、サロン型、支援型）

・地区又は町内単位ごとにお茶等を飲みながら交流できる場所の設置を呼びかけ支援する。

② 地域見守り支えあいネットワーク事業

・地区ごとに事業説明会（座談会）を開催

③ いきいき大集合

④ かがりび作品展

⑤ 介護支援ボランティア事業（高齢者ボランティアポイント制度）

（２）ふれあい福祉活動事業

① 市民福祉大会

② ボランティア活動普及宣伝事業

③ 戦没者慰霊式

（３）障がい者社会参加事業

① 点字、声の広報等発行事業

② 障がい者スポーツ（レクリエーション）大会

③ 福祉機器リサイクル事業

（４）加賀市市民会館管理運営事業

（５）生活困窮者自立支援事業

① 自立相談支援事業

生活に困っている方が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、専門性を有する支援員が相談に応じ、その人の抱える様々な問題に対応した支援へつなげる。

② 家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活に困っている方の相談に応じ、生活再生に向けた意欲を引き出すとともに、相談者自身の家計管理する力を高める支援を行う。

（６）子育て寄り添いおむつ事業

生後３ヶ月から１２ヶ月までの乳児をもつ産婦家庭に対して、育児用品配布とともに保育士ＯＢによる育児相談を行う。（実施場所：各児童センター）

（７）生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的に、継続的な相談支援を実施する制度です。

・生活福祉資金

・臨時特例つなぎ資金

・コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

（８）福祉サービス利用支援事業（県社協委託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

（９）被災者見守り・相談支援事業（県委託事業）

令和６年１月能登半島地震における被災者の孤立防止等のため、みなし仮設に入居している世帯を対象に訪問し、見守り活動や日常生活上の相談を受け関係機関につなぐなどして生活再建や自立への支援を行います。

8.　各福祉施設、福祉団体との連携強化

（１）各福祉施設との連携強化

（２）福祉団体との連携及び効率的事業展開

9.　物品貸出事業

（１）介護器材

・車イス（軽量型、はね上げ式、スレンダー式（幅狭））

（２）ボランティア機器

・白杖、ユニバーサル絵本、点字器、アイマスク、高齢者擬似体験セットなど

（３）イベント器材

・綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機

（４）レクリエーション機器

・バッゴー、フライングディスク、わなげ、スカットボールなど

10.　指定管理者制度に基づく施設管理

（１）老人福祉センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津）

指定期間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

（２）児童センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、山中）

※　地域子育て相談機関含む

指定期間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

11. 福祉団体等への支援

（１）加賀市共同募金委員会

① 共同募金助成金の案内

② 募金百貨店プロジェクト
年間通して登録企業の募集と寄付つき商品の紹介

③ 赤い羽根共同募金運動
10 月 1 日～12 月 31 日の期間、戸別募金、職域募金、街頭募金、歳末募金等

④ 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の啓発宣伝と実績報告

（２）民生委員児童委員協議会

（３）市内福祉施設長会

（４）法人立保育園連合会

（５）老人クラブ連合会

（６）遺族会

（７）身体障害者福祉協会

（８）ボランティア連絡会

（９）社会を明るくする運動実施委員会

（１０）忠霊塔奉賛会

（１１）介護サービス事業者協議会

（１２）災害ボランティアコーディネーター連絡会